

(社)日本鉄鋼協会平成7年度臨時総会開催案内

社団法人 日本鉄鋼協会
会長 佐野 信雄

臨時総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

日 時：平成7年11月3日（金）14:30より

会 場：大阪大学 コンベンションセンター MOホール

議 題：定款の一部変更の件

総会にご出席になれない会員各位には、本誌とじ込みの委任状に記名捺印の上、必ず10月26日までにご送付下さるようお願いします。適当な代理人のない場合は空欄で結構です。（分会会員の方は、分会幹事へ依頼する連記式委任状をご利用下さい。）

尚、議案「定款の一部変更の件」につきまして、あらかじめ次のようにお知らせ申し上げます。

1. 提案の理由

日本鉄鋼協会は、創立80周年を機に『リストラ80』を実施し、平成7年4月から新体制のもとに活動を開始いたしました。この活動をより円滑に推進するため、定款を『リストラ80』に沿ったものとする必要がありますので、「定款の一部変更」を提案いたします。

2. 変更の要点等

(1) 会員種別の追加

準会員制度を新設（定款第7条関連）し、未加入者の誘引をはかります。

(2) 定款第10～13条で規定している入会金及び会費

金額規定は定款から外し、定款施行細則（規則）へ移します。

(3) 評議員の位置づけ及び評議員会

イ. 現行では、評議員も役員と規定していますが、他学協会の例にならない、役員は理事、監事のみとし、評議員は役員から除きます。（定款第19条関連）

ロ. 評議員会の構成は、会長と評議員のみとします。（定款第39条関連）

(4) 理事の重任

現行では、専務理事、常務理事のみ重任可となっていますが、これに加えて、会長、副会長たる理事は重任可とします。（定款第21条関連）

(5) 理事の職務

新体制にあわせて、1. 総合企画、2. 学会、3. 生産技術とします。（定款第29条関連）

(6) 理事会の出席者

理事会の出席者は、理事と監事のみとします。（定款第32条は削除します。）

(7) 総会の成立要件

現行では、社員の10分の1以上の出席となっていますが、5分の1以上とします。（定款第36条関連）

3. 変更の詳細

添付「定款変更新旧対照表（案）」の通りです。（下線部が変更点）

定款改正新旧対照表（案）

現 行	改 正（案）	改正の理由
第1章 総 則	第1章 総 則 (名称) 第1条 この法人は、社団法人日本鉄鋼協会という。 英文ではThe Iron and Steel Institute of Japanと表示する。	(共通) 各条文に、条文の内容を表す「標題」を付す。
第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区大手町1丁目9番4号に置く。	第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区大手町1丁目9番4号に置く。 (事務所)	
第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を開設することができる。	第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を開設することができる。 (支部)	
第4条 この法人は、鉄および鋼に関する学術、技術そのほか一切の問題を研究調査し、わが国における鉄鋼業の振興発達を期することを目的とする。	第2章 目的および事業 (目的) 第4条 この法人は、鉄および鋼に関する学術、技術そのほか一切の問題を研究調査し、わが国における鉄鋼業の振興発達を期することを目的とする。	

事務局からのお知らせ

現 行	改 正 (案)	改正の理由
<p>第5条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会誌および図書の刊行 2 講演会、研究会、見学会そのほかの集会の開催 3 調査、研究、情報の収集および提供、標準化、建議そのほかの公益事業 4 奨励および表彰 5 そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>前項の事業は、ほかの団体などと共同して行うことができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会誌および図書の刊行 (2) 講演会、研究会、見学会そのほかの集会の開催 (3) 調査、研究、情報の収集および提供、標準化、建議そのほかの公益事業 (4) 奨励および表彰 (5) そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>前項の事業は、ほかの団体などと共同して行うことができる。</p>	
<p>第2章 会員</p> <p>第6条 次のものはこの法人の会員となることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄鋼に関係ある技術者および研究者 2 鉄鋼の製造者および加工者 3 鉄鋼の販売者 4 鉄鋼の需要者 5 製鉄原料の供給者 6 そのほか鉄鋼に関し篤志を有するもの <p>第7条 会員を分けて名誉会員、賛助会員、維持会員、正会員、学生会員および外国会員とし、学生会員および外国会員を除く会員をもって民法上の社員とする。</p> <p>第8条 名誉会員は、わが国の鉄鋼業に関し功績名望ある者のうちから、理事会および評議員会の議決を経て会長が推挙する。</p> <p>第9条 賛助会員は、この法人の目的に賛成して多額の寄付をした者、またはとくにこの法人に対し功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て会長が推挙する。</p> <p>第10条 維持会員は、理事会の承認を経て入会するものまたは団体であって、この法人の目的に賛成し毎年1口（1口の金額10,000円）以上の維持会費を納めるものとする。</p> <p>第11条 正会員は、理事会の承認を経て入会するものまたは団体であって、入会金900円および会費年額9,800円を納めるものとする。</p> <p>第12条 学生会員は、理事会の承認を経て入会する学生であって、会費年額3,000円を納めるものとする。</p> <p>第13条 外国会員は、理事会の承認を経て入会する外国在住のものまたは団体であって、入会金900円および会費年額9,800円を納めるものとする。</p>	<p>第3章 会員</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第6条 次のものはこの法人の会員となることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄鋼に関係ある技術者および研究者 (2) 鉄鋼の製造者および加工者 (3) 鉄鋼の販売者 (4) 鉄鋼の需要者 (5) 製鉄原料の供給者 (6) そのほか鉄鋼に関し篤志を有するもの <p>(会員の種別)</p> <p>第7条 会員を分けて名誉会員、賛助会員、維持会員、正会員、準会員、学生会員および外国会員とし、準会員、学生会員および外国会員を除く会員をもって民法上の社員とする。</p> <p>(名誉会員)</p> <p>第8条 名誉会員は、わが国の鉄鋼業に関し功績名望ある者のうちから、理事会および評議員会の議決を経て会長が推挙する。</p> <p>(賛助会員)</p> <p>第9条 賛助会員は、この法人の目的に賛成して多額の寄付をした者、またはとくにこの法人に対し功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て会長が推挙する。</p> <p>(維持会員)</p> <p>第10条 維持会員は、理事会の承認を経て入会する団体であって、この法人の目的に賛成し、別に定める会費を納めるものとする。</p> <p>(正会員)</p> <p>第11条 正会員は、理事会の承認を経て入会する者であって、別に定める入会金および会費を納めるものとする。</p> <p>(準会員)</p> <p>第12条 準会員は、理事会の承認を経て入会する正会員に準ずる者であって、主としてこの法人の研究・技術交流活動に参画し、別に定める入会金および会費を納めるものとする。</p> <p>(学生会員)</p> <p>第13条 学生会員は、理事会の承認を経て入会する学生であって、別に定める入会金および会費を納めるものとする。</p> <p>(外国会員)</p> <p>第14条 外国会員は、理事会の承認を経て入会する外国在住の者または団体であって、別に定める入会金および会費を納めるものとする。</p> <p>(入会金および会費の不返還)</p> <p>第15条 既納の入会金および会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。</p>	<p>会員の増強と活動の活性化を図るために、新たに準会員制度を新設する。</p> <p>運用の実態に即し、維持会員は団体に限定する。</p> <p>入会金、会費の額は別に定める。 (文部省通知、平成7年3月29日 7学情第10号に基づく) 正会員は個人に限定する。</p> <p>準会員制度新設</p> <p>現行第12条 → 改正第13条</p> <p>現行第13条 → 改正第14条</p> <p>現行第18条 → 改正第15条</p>

現 行	改 正 (案)	改正の理由
<p>第14条 団体である会員が会員としての権利を行使する場合には、その団体の代表者がこれを行うものとする。</p> <p>第15条 会員の権利はそのものに専属するもので、他に移転することができない。</p> <p>第16条 会員は、次の理由によってその資格を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退会 2 禁治産または準禁治産の宣告 3 死亡または失踪宣告 4 除名 <p>第17条 この定款またはこの法人の規則に違反し、もしくはこの法人の体面を汚す行為があったと認められる会員は、理事会および評議員会の議決により、また会費を滞納した会員は、理事会の議決により、除名することができる。</p> <p>第18条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。</p>	<p>(会員の権利)</p> <p>第16条 会員の権利はそのものに専属するもので、他に移転することができない。</p> <p>2 団体である会員が会員としての権利を行使する場合には、その団体の代表者がこれを行うものとする。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第17条 会員は、次の理由によってその資格を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退会 (2) 禁治産または準禁治産の宣告 (3) 死亡または失踪宣告 (4) 除名 <p>(除名)</p> <p>第18条 この定款またはこの法人の規則に違反し、もしくはこの法人の体面を汚す行為があったと認められる会員は、理事会および評議員会の議決により、また会費を滞納した会員は、理事会の議決により、除名することができる。</p>	<p>現行第15条 → 改正第16条第1項とする。</p> <p>現行第14条 → 改正第16条第2項とする。</p> <p>現行第16条 → 改正第17条</p> <p>現行第17条 → 改正第18条</p> <p>改正第15条とする。</p>
<p>第3章 役 員</p> <p>第19条 この法人に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理事 26名以上30名以内（うち会長1名、副会長2名、又は3名、専務理事1名とし、さらに常務理事1名を置くことができる） 2 監事 2名 3 評議員 230名以上250名以内 <p>第20条 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>理事、監事および評議員は互に兼任することができない。</p> <p>第21条 理事は、総会において社員の互選により定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。</p> <p>理事は、重任することができない。ただし、専務理事および常務理事たる理事はこの限りでない。</p> <p>第22条 監事は、総会において社員の互選により定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。</p> <p>監事は、重任することができない。</p> <p>第23条 評議員は、総会において社員の互選により定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。</p> <p>第24条 理事、監事および評議員は、毎年その半数を改選する。</p>	<p><u>第4章 役員および評議員</u></p> <p>(役員)</p> <p>第19条 この法人に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事 26名以上30名以内（うち会長1名、副会長2名、又は3名、専務理事1名とし、さらに常務理事1名を置くことができる） (2) 監事 2名 <p><u>理事および監事は相互にこれを兼ねることができない。</u></p> <p><u>また、役員は評議員を兼ねることができない。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第20条 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>(理事)</p> <p>第21条 理事は、総会において社員の互選により定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。</p> <p>ただし理事は、任期満了後であっても後任者の就任するまでは、その職務を行ふものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事は重任することができない。ただし、会長副会長、専務理事および常務理事たる理事はこの限りでない。 3 理事は、毎年その半数を改選する。 <p>(監事)</p> <p>第22条 監事は、総会において社員の互選により定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。</p> <p>ただし監事は、任期満了後であっても後任者の就任するまでは、その職務を行ふものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監事は、重任することができない。 3 監事は、毎年その半数を改選する。 4 監事は、民法第59条の職務を行ふ。 	<p>役員として規定されている評議員を削り、評議員について改定第27条～第29条で規定する。</p> <p>現行第20条第2項を改正第19条に移す。</p> <p>現行第26条の理事にかかる規定</p> <p>会務の円滑化を図りかつ安定性を確保するため、会長、副会長についても重任可とする。</p> <p>現行第24条の理事にかかる規定を第3項とする。</p> <p>現行第26条のうち監事にかかる規定</p> <p>現行第24条中の監事にかかる規定を第3項とする。</p> <p>現行第31条を改正第22条第4項とする。</p> <p>改正第28条で規定</p> <p>改正第21条、第22条、第28条に各々規定</p>

事務局からのお知らせ

現 行	改 正 (案)	改正の理由
<p>第25条 役員に欠員を生じたときは、次の通常総会において補欠選挙を行う。ただし、必要に応じ評議員会において補欠選挙を行うことができる。</p> <p>補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第26条 役員は、任期満了後であっても後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第27条 会長は、この法人を代表し、会務を総理し、総会、評議員会および理事会を招集してその議長となる。</p> <p>第28条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理しまだ代行する。</p> <p>専務理事は、会長の指揮を受け会務を処理する。</p> <p>常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときは、その職務を代理し代行する。</p> <p>第29条 会長、副会長、専務理事および常務理事以外の理事は、互選により次の職務を分掌する。</p> <p>1 庶務 2 会計 3 編集 4 企画 5 研究</p> <p>第30条 理事は、理事会を組織し、この定款に定める事項を議決し、執行する。</p> <p>第31条 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>	<p>(補欠選挙)</p> <p>第23条 役員に欠員を生じたときは、次の通常総会において補欠選挙を行う。ただし、必要に応じ評議員会において補欠選挙を行うことができる。</p> <p>補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長の職務)</p> <p>第24条 会長はこの法人を代表し、会務を総理し、総会、評議員会および理事会を招集してその議長となる。</p> <p>(副会長等の職務)</p> <p>第25条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理しまだ代行する。</p> <p>専務理事は、会長の指揮を受け会務を処理する。</p> <p>常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときは、その職務を代理し代行する。</p> <p>(職務の分掌)</p> <p>第26条 会長、専務理事および常務理事は総合企画の職務を分掌し、副会長のうち1名は学会、1名は生産技術の職務を分掌し、それぞれの職務を統括する。それ以外の理事は互選により次の職務を分掌する。</p> <p>(1) 総合企画 (2) 学会 (3) 生産技術</p>	<p>現行第25条 → 改正第23条、第29条</p> <p>現行第26条 → 改正第21条、第22条のただし書き</p> <p>現行第27条 → 改正第24条</p> <p>現行第28条 → 改正第25条</p> <p>現行第29条 → 改正第26条 事業運営及び運営組織の見直しに伴う分掌の変更</p> <p>改正第31条および第32条で規定する</p> <p>改正第22条第4項とする</p> <p>現行第19条第3項の規定を独立させる。</p> <p>現行第23条 → 改正第28条第1項</p> <p>現行第24条 → 改正第28条第2項 現行第20条の評議員にかかる部分の規定</p> <p>現行第25条 → 改正第29条 ただし、役員は評議員にかえる。</p> <p>現行第32条は削る 評議員会、理事会の構成員により会議を行うこととする。</p>
<p>第32条 前に会長であった会員は、前会長と称し、評議員会および理事会に出席して意見を述べることができる。</p>		

現 行	改 正 (案)	改正の理由
第4章 会議	<p style="text-align: center;"><u>第5章 会議</u></p> <p>(理事会の招集) <u>第30条</u> 理事会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事現在総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合はその請求のあった日から7日以内に招集しなければならない。</p> <p>(理事会の構成) <u>第31条</u> 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事は理事会に出席し、説明を求め意見を述べることができる。</p> <p>(理事会の機能) <u>第32条</u> 理事会は、この定款に定める事項を議決し、執行する。</p> <p>(理事会の成立) <u>第33条</u> 理事会は、理事現在総数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につきあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会の招集) <u>第34条</u> 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月内に招集する。 臨時総会は、評議員会の議決または社員10分の1以上の請求により招集する。</p> <p>第34条 総会を招集するには、少くとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を示した会誌または書面をもって会員に通知する。ただし、次の各号に掲げるものを除くほか、総会において出席社員4分の3以上の同意あるときはあらかじめ通告しなかった事項について議決することができる。</p> <p>1 この定款の変更 2 この法人の解散</p> <p>第35条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。</p> <p>1 事業計画および収支予算 2 事業報告および収支決算 3 財産目録 4 そのほか理事会および評議員会において必要と認めた事項</p> <p>第36条 総会は、社員現在総数の10分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面によりあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第37条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。</p> <p>第38条 評議員会は、理事会の議決または評議員10名以上の請求により、もしくは会長が必要と認めたとき招集する。</p> <p>第39条 評議員会は、評議員の構成する。</p> <p>第40条 評議員会は、会長および評議員をもって構成する。</p> <p>2 監事は、評議員会に出席し説明を求め、意見を述べることができる。</p>	<p>現行第41条 → 改正第30条</p> <p>現行第30条の一部と監事出席規定（新規定）</p> <p>現行第30条 → 改正第32条</p> <p>現行第42条 → 改正第33条</p> <p>現行第33条 → 改正第34条</p> <p>現行第34条 → 改正第35条</p> <p>現行第35条 → 改正第36条</p> <p>現行第36条 → 改正第37条 総会の成立要件を10分の1から5分の1に改める。</p> <p>現行第37条 → 改正第38条</p> <p>現行第38条 → 改正第39条</p> <p>現行第39条 → 改正第40条 評議員会の自立性を確保するため、理事（会長を除く）、支部長は構成員から除く。</p>

事務局からのお知らせ

現 行	改 正 (案)	改正の理由
<p>第40条 評議員会は、評議員、理事および支部長現在総数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>評議員会の議決には第36条第2項を準用する。この場合に同条中「総会」とあるのは、「評議員会」と読みかえるものとする。</p> <p>第41条 理事会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事現在総数2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合はその請求のあった日から7日以内に招集しなければならない。</p> <p>第42条 理事会は、理事現在総数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につきあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>理事会の議決には、第36条第2項を準用する。この場合に同条中「総会」とあるのは「理事会」と読みかえるものとする。</p> <p>第43条 総会、評議員会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名、押印の上、これを保存する。</p>	<p>(評議員会の機能)</p> <p>第41条 評議員会は、この定款に定める事項のほか、会務について会長の諮問に応じて評議し、意見を述べることができる。</p> <p>(評議員会の成立)</p> <p>第42条 評議員会は、評議員現在総数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>評議員会の議決には第33条第2項を準用する。この場合に同条中「理事会」とあるのは、「評議員会」と読みかえるものとする。</p>	<p>新設規定 評議員会の役割をより明確にする。</p> <p>現行第40条 → 改正第42条 ただし、理事および支部長は削る</p>
<p>第5章 資産および会計</p> <p>第44条 この法人の資産は、会費、寄付の金品、財産から生ずる果実、事業に伴う収入そのほかの収入から成る。</p> <p>第45条 この法人に基本財産を置くことができる。</p> <p>基本財産は、理事会および評議員会で編入の議決をしたもの、および基本財産に指定された寄付金品で構成する。</p> <p>運用財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>第46条 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。</p> <p>第47条 基本財産は、消費または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けてその一部に限り処分または担保に供することができる。</p> <p>第48条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実そのほかの運用財産をもって支弁する。</p> <p>第49条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算是毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認を受け、文部大臣に届け出なければならない。事業計画およびこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第43条 すべての会議の議事録は議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名、押印のうえ、これを保存する。</p>	<p>現行第41条 → 改正第30条</p> <p>現行第42条 → 改正第33条</p>
<p>第6章 資産および会計</p> <p>(資産)</p> <p>第44条 この法人の資産は、会費、寄付の金品、財産から生ずる果実、事業に伴う収入そのほかの収入から成る。</p> <p>(基本財産)</p> <p>第45条 この法人に基本財産を置くことができる。</p> <p>基本財産は、理事会および評議員会で編入の議決をしたもの、および基本財産に指定された寄付金品で構成する。</p> <p>運用財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>2 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。</p> <p>3 基本財産は、消費または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けてその一部に限り処分または担保に供することができる。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第46条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実そのほかの運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画および収支予算)</p> <p>第47条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算是毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認を受け、文部大臣に届け出なければならない。事業計画およびこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。</p>		<p>現行第46条 → 改正第45条第2項とする</p> <p>現行第47条 → 改正第45条第3項とする</p> <p>現行第48条 → 改正第46条</p> <p>現行第49条 → 改正第47条</p>

現 行	改 正 (案)	改正の理由
<p>第50条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録、事業報告書および会員異動状況書とともに監事の意見をつけて、理事会、評議員会および総会の承認を受け文部大臣に報告しなければならない。</p> <p>この法人の収支決算に剩余金があるときは、理事会、評議員会および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業報告および収支決算)</p> <p><u>第48条</u> この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録、事業報告書および会員異動状況書とともに監事の意見をつけて、理事会、評議員会および総会の承認を受け文部大臣に報告しなければならない。</p> <p>この法人の収支決算に剩余金があるときは、理事会、評議員会および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。</p>	現行第50条 → 改正第48条
<p>第51条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）をしようとするときも同様とする。</p>	<p>(新たな義務の負担等)</p> <p><u>第49条</u> 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）をしようとするときも同様とする。</p>	現行第51条 → 改正第49条
<p>第52条 この法人の目的に賛成し、寄付しようとするものがあるときには、理事会の議決を経て受取ることができる。</p>	<p>(寄付の受け入れ)</p> <p><u>第50条</u> この法人の目的に賛成し、寄付しようとするものがあるときには、理事会の議決を経て受取ることができる。</p>	現行第52条 → 改正第50条
<p>第53条 この法人の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。</p>	<p>(会計年度)</p> <p><u>第51条</u> この法人の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。</p>	現行第53条 → 改正第51条
第 6 章 支 部		
<p>第54条 支部に支部長そのほかの支部役員を置く。支部役員の選任そのほか支部に関する事項は支部規則をもって定める。</p> <p>支部規則は、理事会の議決を経て会長の承認を受けなければ、これを定め、または変更することができない。</p>	<p>(支部)</p> <p><u>第52条</u> 支部に支部長そのほかの支部役員を置く。支部役員の選任そのほか支部に関する事項は支部規則をもって定める。</p> <p>支部規則は、理事会の議決を経て会長の承認を受けなければ、これを定め、または変更することができない。</p>	現行第54条 → 改正第52条 規則を規程に改める。
第 7 章 事務局		
<p>第55条 この法人の事務処理をするため事務局を設け、理事会の決定する職員を置く。</p>	<p>(事務局)</p> <p><u>第53条</u> この法人の事務処理をするため事務局を設け、理事会の決定する職員を置く。</p>	現行第55条 → 改正第53条
第 8 章 定款の変更ならびに解散		
<p>第56条 この定款は、理事会、評議員会および総会のおののおの3分の2以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p><u>第54条</u> この定款は、理事会、評議員会および総会のおののおの3分の2以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p>	現行第56条 → 改正第54条
<p>第57条 この法人の解散は、理事会、評議員会および総会のおののおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。</p>	<p>(法人の解散)</p> <p><u>第55条</u> この法人の解散は、理事会、評議員会および総会のおののおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。</p>	現行第57条 → 改正第55条
<p>第58条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会のおののおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。</p>	<p>(残余財産の処分)</p> <p><u>第56条</u> この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会のおののおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。</p>	現行第58条 → 改正第56条
第 9 章 補 則		
<p>第59条 この定款の施行に必要な事項は、施行細則をもって定める。</p> <p>施行細則の設定および変更は、理事会および評議員会の議決を経て行うものとする。</p>	<p><u>第57条</u> この定款の施行に必要な事項は、<u>施行規則</u>をもって定める。</p> <p>施行規則の設定および変更は、理事会および評議員会の議決を経て行うものとする。</p>	現行第59条 → 改正第57条 細則を規則に改める。
第10章 補 則		

事務局からのお知らせ

現 行	改 正 (案)	改正の理由
<p>付 則 の 一 この定款は、認可のあった日から施行し、昭和31年7月1日から適用する。 この定款施行の際、賛助会員であるものは、第9条の規定にかかわらず賛助会員とする。</p>	<p>付 則 の 一 この定款は、認可のあった日から施行し、昭和31年7月1日から適用する。 この定款施行の際、賛助会員であるものは、第9条の規定にかかわらず賛助会員とする。</p>	
<p>付 則 の 二 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。</p>	<p>付 則 の 二 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。</p>	
<p>付 則 の 三 この法人の理事の数は、第19条の規定にかかわらず、昭和50年度の通常総会終了までに限り、30名以上35名以内(うち会長1名、副会長2名、専務理事1名とし、さらに常務理事1名を置くことができる)とする。</p>	<p>付 則 の 三 この法人の理事の数は、第19条の規定にかかわらず、昭和50年度の通常総会終了までに限り、30名以上35名以内(うち会長1名、副会長2名、専務理事1名とし、さらに常務理事1名を置くことができる)とする。</p>	
<p>付 則 の 四 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。</p>	<p>付 則 の 四 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。</p>	
<p>付 則 の 五 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。</p>	<p>付 則 の 五 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。</p>	
<p>付 則 の 六 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。</p>	<p>付 則 の 六 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。</p>	
<p>付 則 の 七 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。</p>	<p>付 則 の 七 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。</p>	
<p>付 則 の 八 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。</p>	<p>付 則 の 八 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。</p>	
<p>付 則 の 九 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。</p>	<p>付 則 の 九 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。</p>	
<p>付 則 の 十 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和57年1月1日から適用する。</p>	<p>付 則 の 十 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和57年1月1日から適用する。</p>	
<p>付 則 の 十一 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。</p>	<p>付 則 の 十一 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。</p>	
	<p>付 則 の 十二 <u>この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日(平成〇年〇月〇日)から施行する。</u></p>	